

資 料

日系アメリカ人事件

—ゴードン・ヒラバヤシ氏とのインタビュー記録—

藤 倉 皓 一 郎
釜 田 泰 介

はじめに

1941年12月8日、日本軍の真珠湾攻撃の翌日、アメリカ連邦議会は、日本に宣戦を布告した。1942年2月19日、大統領は行政命令第9066号を公布した。この命令は、「軍事施設、防衛施設に対するスパイ活動、破壊活動を防止するために必要な措置をとる」権限を、軍司令官に与えるものであった。

この行政命令第9066号にもとづいて、アメリカ西海岸に住む日系人に対して、夜間外出の禁止 (Curfew)、指定された軍事地帯からの退去命令 (Exclusion Order)、内陸部に急設された収容キャンプへの移転命令 (Relocation Order) などがあいついで下された。当時、アメリカ合衆国には約12万6000人の日系人が住んでいたが、うち11万2000人が西海岸に集中していた。日系人のうち、ほぼ3分の2がアメリカ合衆国生れであり、したがってアメリカ国民であった。

これら一連の戦時措置のため、西海岸の日系人は家財を捨て、住みなれた土地を追われて、収容キャンプに入らなければならなかった。キャンプのなかでは忠誠テストを課されて、アメリカ合衆国に忠誠を誓う者とそうでない者が選別された。

それぞれの措置の合憲性を争う訴訟が起され、いくつかの判決が合衆国最高裁判所によって下された。これらの判決は、アメリカ社会における日系人の体験を跡づけるうえでの重要な資料であり、またアメリカ憲法の発展史のうえでも

見逃すことのできない先例である。

同志社大学アメリカ研究所の部門研究の一つである「アメリカ最高裁判所の研究」の一環として、わたくしたちは、日系アメリカ人をめぐる合衆国最高裁の一連の判決をとりあげ、「日系アメリカ人事件の研究」(1~4)として、訳出した判決文を同志社法学に発表してきた。〔ヒラバヤシ対合衆国, 320 U. S. 81 (1943) 同志社法学138号, コレマツ対合衆国, 323 US 214 (1944) 同139号, エンドー事件, 323 US 282 (1944), 同140号, カワト事件, 317 US 69(1942), ヤスイ対合衆国, 320 US 115 (1943), 同142号以上, 釜田訳。オーヤマ対カリフォルニア, 332 U.S. 633 (1948) 同138号, 藤倉訳〕

このうちヒラバヤシ事件は、最高裁判決の最初のものである。裁判所の認定した事実によると、被告人ヒラバヤシは「日本から合衆国に移住し、その後一度も日本に帰ったことのない日本人両親から、1918年シアトルで出生し、ワシントン州の公立学校で教育をうけ、逮捕された当時、ワシントン大学の4年生であった。彼は日本へ行ったことがなく、また日本に住んでいる日本人と何らの交渉をもっていなかった」。

彼は(1)日系人に対する指令に違反して、軍事地帯から退去移転に必要な登録をするため市民管制所への出頭を1942年5月11, 12の両日、怠ったこと、(2)夜間外出禁止命令に違反して、1942年5月9日午後8時以降に自分の居所から外出したこと、の2点について起訴され、それぞれにつき有罪、3ヶ月間の拘禁判決をうけた。

有罪判決に対して、被告人は「これらの命令

に服することは、自分のアメリカ国民としての権利を放棄することになる」として、最高裁に上告した。上告人は、自分はアメリカ国民であるから人種のちがいを理由に自分を他のアメリカ国民から差別する命令は違憲であると主張した。これらの命令を執行するため、違反に刑罰を科した連邦議会の制定法（1942年3月21日制定）の合憲性が争点となった。争点は二つに分かれる。(1)連邦議会が退去移転、外出禁止についての規則制定権限を軍司令官に与えたことは、憲法に違反する立法権の委任であるか。(2)制定された規則が正当な授権にもとづくものであったとしても、日系アメリカ国民を他のアメリカ国民から差別するこれらの規則は、憲法第5修正に違反するか。

最高裁は、上告人の主張に対して、本人の表現をかりれば、“yes, but”とい判決を下した。イエス、人種による差別扱いを受けたとする上告人の主張には理由がある。しかし、戦時の緊急事態のもとでは、それはやむをえないことである。判決は次のようにいう。

「祖先の違いのみを理由にして国民間に区別をおくことは、まさにその性格からして平等の原則を制度の基本としている自由社会の人びとにとっては受け入れられないことである。このゆえに人種のみにもとづく立法上の区別またに差別は、しばしば平等保護の否定であると判断されてきた」

しかし、「戦争と侵略される恐れという危険をまえに、特定の国家の出身に属する者が、他の者より以上に国家の安全に脅威を与えているということを示す事実の認識に立って、国家安全のための手段を政府が採用することは、憲法上の制約を少しも越えていない。その他のたいていの状況においては人種区別は不適切であるというだけの理由で批難されるべきではない」。

この事件の上告人であるゴードン・ヒラバヤシ氏は、アメリカ国民として、たとえ戦時であるにせよ、日系人であるゆえに自分に加えられた差別扱いに抗議して、最高裁まで争った人で

ある。彼は自分の信条にてらして承服できない命令に対して、身をもって抗議した。なぜ彼がただ1人こうした決断をし、行動をしたのか。それは次のインタビューで本人の口から語られている。なお、ヒラバヤシ氏の両親の出身地である信州には、当時から内村鑑三につながる無教会の信徒の集会所がさかんで、また多くの信徒がシアトルに移住した。そのなかに平林姓の人がいく人かみうけられる。

この事件は、政府の差別扱いに対して、憲法に保障された国民の人権を主張したものである。その意味で、この事件は1950年代、1960年代のCivil Rightsをめぐる訴訟につながるものだといえよう。黒人に対する差別立法を違憲であると主張した訴訟が、はじめから強力な団体、組織（たとえばNAACP）が決めた戦術の一環として進められ、訴訟もクラス・アクションのかたちをとったのに比べて、ヒラバヤシ氏の場合は、既存の団体の支援をうけず、みずからの信条にもとづいた個人の抗議行動にはじまった点が注目される。

次に訳出したのは、1967年、ハワイにおいて、David Danelski 教授(Cornell 大学) がゴードン・ヒラバヤシ氏にインタビューしたテープからである。ダネルスキー教授は、わたくしたちが日系アメリカ人事件を研究していることを知って、この貴重なテープとヒラバヤシ事件の訴訟記録のマイクロフィルムを提供して下さった。ことに当事者本人が訴訟の背景、体験を語っているテープは、この憲法史にのこる事件を理解するうえで、このうえない資料である。同教授の好意に感謝したい。なお、この録音テープとマイクロフィルムは同志社アメリカ研究所に保管されている。

録音テープは、ほぼ2時間のものであるが、ここにはその主要部分3分の2ほどを訳出した。会話の重なる部分をすこし整理し、読みやすいように見出しをつけたほかは、ほぼ逐語的に忠実にインタビューを訳出再現したつもりである。――で示した部分はダネルスキー教授による質問である。

事件の発端

この事件のきっかけは、1942年の大統領命令である。もう25年まえになる。私が逮捕されたのも、その年だった。最高裁の弁論は1943年であった。これは記録的な早さだと思う。第一審、第二審をへて最高裁にゆくまで、だいたい2、3年はかかるのが普通だろう。事件は第一審から控訴審にいったが、控訴裁判所がいくつかの点について最高裁に指示を求めた。最高裁はそれに答えるよりも、みずから審理しようということになり、控訴審をとばして、事件は6ヶ月後には最高裁に係属した。

最高裁の弁論で、われわれの側を代理したのは、フィラデルフィアの弁護士カール・エヴァンスだった。彼は期日の延期を求めたが認められなかった。弁護の準備のためには1ヶ月くらいしかなかった。弁論はちょうどミッドウェイ海戦のまえに開かれた。

——あなたに対する訴追にいたるまでに、どんな経緯があったのか。当時、あなたはワシントン大学の学生だった。外出禁止令がでたことは知っていたのか。

もちろん知っていた。違反行為は私がわざと犯したものだ。はじめは、これをテスト・ケースにしようといったことは考えていなかった。私には法律的な訓練もなかったし、また誰かがテストしろといったわけでもない。それは事件の法律面である。しかし、私には他の分野で、抗議行動についてはいくらかの経験があった。徴兵についての私の信条とも関連している。私は当時も今も、良心的反戦者 (Conscientious Objector 以下 CO と略す) である。たぶん私が他の大多数の日系人と違っていたのは、この点であろう。当時、私は22才だった。

——当時、その若さで CO の立場をとるとするのは、ずいぶん普通とは違っているが、なにがあなたにその立場をとらせたのか。

それと直接むすびつく原因として、1940年の徴兵法成立に先立ついくつかの決定的な出来事をあげることができる。もちろん私と同じよう

な経験をしながら、CO にならなかった人もいるから、こうしたことだけではなく他にも原因が考えられるだろうが。そのころ、私は独立の学生グループの活動をしていた。独立というのは、大学キャンパスに從來からある学生組織、フラタニティなどとは関係のない独自の活動という意味である。

ワシントン大学ではフラタニティが盛んであった。しかし私はフラタニティに入ろうと思ったことはなかった。第1は、日系人に対する差別という障害があって、入会の候補にもなれなかった。第2に、入れたとしても経済的に無理だという障害があった。それに、なにより私は信念としてフラタニティに入ること自体が問題であると考えていた。

私は学生 Y に集るグループの活動を熱心に行った。このグループは宗教的関心もあったが、むしろ社会問題中心のグループであった。1940年、大学2年と3年の間に、私は奨学金をもらってコロンビア大学とユニオン神学校が関係したプレジデント・スクールというのに参加することができた。そこには、学生クリスチャン・グループ (学生 Y, YM, YW) の役員を訓練するプログラムがあった。全米から選ばれた25人がそこに集った。プログラムには講師を招いての討論などがあった。講師のなかには平和主義者もおり、その年の10月から実施される徴兵法がよく話題にとりあげられた。私もこの問題についてはいろいろ考えさせられたとみえて、10月になったとき、自分を CO として登録していた。

——あなたが戦争について平和主義者の立場をとったことは、外出禁止令を破るうえで重要な要因であったか。

平和主義者の立場そのものが決定的な原因であったわけではない。しかし私は徴兵の問題に直面して、立場を決めなければならなかった。私の立場は多数の人がとったものではなかった。それは政府の戦争政策に反対の立場であった。その立場をとったことによって、当時の大多数の人とは違った視点から、ものごとを見るよう

になったことは確かだ。そうした経験をもたない大多数の人は、政府の命令があれば、それに従うのが当然であるとしている。私にとっては、従うことの当否がまさに問題であった。私はこの点を重視しすぎているかもしれないが、まず、この点を問題にしないかぎり、平和主義者としての立場をとることは考えられない。

私の家族

——あなたが日系アメリカ人の家族からでて、この立場をとったということは大変興味おかい。社会学的にみて、個人の選択をきわだたせないという点で、日系人の行動は日本人一般とあまり変わらないとされている。それをあなたは、普通では考えられない決断をした。グループにならうということをし、グループや国が危機にあるというのに、当時の多くの若者とはちがった、また愛国的とは反対の立場を選んだ。あなたには他の日系人とちがって、こうした決断を生むような生活体験、あるいは家族の背景があったのか。

いくらかはあったかも知れない。私は日本の家庭で普通大切にされる、敬老、家族愛、また家族をこえる問題であれば、コミュニティへの忠誠といったことを教えられて育った。家庭での教えと学校で習う個人主義の重視が矛盾することもあった。たとえば学校では個性を伸せ、自己の信じることを主張せよと教えられる。ところが家庭では、家族の和、グループのためを考えよ、グループの一員として自分の都合で動くなと教えられる。こうした点を重視した家庭教育を受けたことは、他の日系人と同じであった。違う点は、私の両親がアメリカへ来るために英語を習った先生が、たまたまキリスト教徒であったので、両親とも渡米まえにキリスト教に改宗し、私はキリスト教の伝統のなかで育ったということであろう。両親はきわめて熱心なクリスチャンであった。両親の立場は他の日本人教徒とすこし違っていて、いわゆるプロテスタントの無教会派に属していた。その首唱者の1人は内村鑑三であった。

——彼は多くの重要な日本人に影響を与えたときいている。

そして彼は抗議の人でもあった。天皇に頭を下げることを拒否したり、いろいろな事について、基本的な問いを投げかけた。彼は、教派の色わけはキリストの教えに反すると考えて、無教会グループをはじめた。私が憶えているかぎり、第二次大戦のあとまで、両親はシアトル近郊の田舎町で、いつも6、7家族、ときには10家族が誰かの家庭に集って、牧師なしで、またどの教派にも属さずに礼拝を守っていた。しかしキリスト教徒の一般的な集会には参加していたし、バプティスト、メソジスト、組合教会の日本人グループから招かれれば、拒むことはなかった。大戦後、このグループは各地に散ってしまったが、2家族だけがシアトルに戻った。しばらくはどの教会にも加わらなかったが、そのうちメソジストの日本人教会に出席するようになり、今では、この2家族、父とその友人は、その教会の重要な会員になっている。無教会の集会は、その会員が教会に加わったとき、強力な教員になる素地をつくっていた。

——あなたの両親は日本のどこの出身か。

長野県、日本アルプスのふもとにある田舎町の出身であった。父は母よりも6、7年早くシアトルへ来た。私は6才まで日本語を話したが、学校で英語をはじめると、それに応じて日本語を忘れてしまった。両親との間に言葉の障壁ができて、両親の経歴について十分、話を聞くことがなかった。

私はシアトル市の南方約20マイルにあるトーマス小学校に行った。ケント (Kent) とオーバーン (Auburn) の中間にある。それからオーバーン高校に行き、ワシントン大学に進んだ。

父は19才のときシアトルに着いた。渡米の動機の一つは、もちろん経済的な新天地を求めてということの他に、徴兵を逃れるためであった。そんな話は私の子供のころ聞かされたことがなかったが、あとになって知った。当時、日露戦争が終わったところで、日本は強兵の時代であったから、19才は兵役にもっとも取られやすい年

であった。父は兵役に取られるよりは、民間人でいたいと考えた。これはなにも父だけの独特なアイデアではなく、彼と一緒に来た6、7人のどの若者にも共通の考えであった。それは平和主義とは全く関係がない。むしろ今日にもある、きわめて実地的な普通の考え方であったといえよう。

父は1907年に、母は1914年に来た。私が生れたのは1918年である。母は見合結婚で、写真の交換だけで話が決った、いわゆる写真花嫁である。かりに日本で結婚していても、話が決るまえに、たぶん当人どうしが会うだろうという点をのぞけば、同じことだったろう。

私には弟3人、妹1人がいた。おかしな、いや驚ろいたことに、弟たちが兵役の年齢になると、みんなCOを志望した。私はこの問題について彼らと論じたわけでも、どんな圧力をかけたわけでもない。その時期がくるとどの弟も私に相談に来た。私はいろんな問題を指摘して、同じ立場をとる他の人にも相談させた。弟がそれぞれ自分で自分の立場を見つけだし、他人がやるからではなく、自分の責任で決定することが重要だと私は考えた。

外出禁止命令

—あなたが逮捕されたのは、正式の逮捕だったのか。

いや、私は自分から自首して出たのだ。ここで背景についてすこし説明が思う。こうしたことが、すべて劇的に表面にでたのは、他の問題もあったが、真珠湾攻撃があったからである。われわれは戦争に向って進んでいたし、いろんな動きがあった。しかし、連邦議会をつき動かすためには、こうした劇的な出来事を必要としたのであった。真珠湾があったため、すぐさま日系人の退去が問題になった。12月7日から、最初の退去命令が実施された3月30日まで、あまり時間はなかった。その期間に急速にいろんな事が起った。この時期に入る直前に、私はCOキャンプへの出頭命令を受けていた。だから、いずれにせよ春学期のうちに大学を去

るつもりでいた。それから、すべての日系人の兵役、徴兵を停止する政府の命令が出た。したがって、私がCOキャンプに出発する直前に、出頭命令は取消された。いくつも歓送会をしてもらって、贈物までもらったのに出発できず、キャンパスに残っていた。

命令の取消があった1ヶ月ほどあと、シアトル地区にも退去命令が出た。私はこの退去命令には従えないと考えるようになっていた。退却命令は、すべての日系人は、外国人であると非外国人であるとかかわらず、退去せよとなっていた。私はアメリカ国民であるのに非外国人と呼ばれた。この命令の表現の仕方には注意しなければならない。「国民」という言葉をあえて使わず、「外国人」と「非外国人」という表現をとって問題を避けようとしていた。

人びとを退去させるおおよけの理由は、命令書によれば、妨害、スパイ行為から西部防衛地帯の安全を守るためというのであった。この安全保障という目的については、分らないではない。しかし、われわれを退去させる根拠が、われわれの「祖先」のちがいである。私は、この取扱いがこれまで教えられ、信じてきたことに反するばかりでなく、良心的な国民として反対を表明しなければならないと考えた。これはどこかおかしい。安全保障のためといいながら、実際には、人びとがそのために戦い、命を捧げている大切ななにごとかを否定することになっている。

裁判で、私は判事にいった。私も妨害、スパイ行為からコミュニティの安全を守りたいと思う。もし誰かが私は危険人物だというなら、移転させられてもかまわない。しかし誰もが私は危険でないという。しかし命令によれば、日系人であるという理由だけで、移動を強制される。日系人は妨害、スパイ行為をする危険があるという推定を当然のようにしている。ところが、たとえ外国人でも、ドイツ系、イタリア系については、その地帯に住んでいても対象としない。ドイツ、イタリア系の外国人については、その前に出された外出禁止令の適用はあったが、

退去命令は適用されなかった。このことが心に引っかかったので、私ははじめから外出禁止命令を無視してかかった。午後8時から翌朝6時までの外出が禁止されているときに、8時以後に図書館へ出かけたし、6時まえであっても家を出た。外出には許可証を必要としたが、大学の寮にいたので、他の学生とかわらずに、どこへでも出かけた。あえて違反を求めたわけではなく、平常とかわらず行動していた。

FBI に自首する

すべての日系人がシアトル地区から退去してから、私は自首することにした。命令に違反して行動していても、あまり意味のないことになっていたので、問題は、そのまま捕まるまで行動しているか、それとも違反をはっきりさせるかであった。いろいろ考えたすえ、自首する方を選び、FBIに出頭した。シアトルの弁護士で友人のアート・バーネットが同行してくれた。彼がどうするつもりかと聞くので、私は違反者として逮捕されるのはいやだし、みずから出頭すると答えた。彼はのちに組織された委員会のメンバーになった。私の事件の法律面は、この委員会が扱った。訴訟による成果はこの委員会の功績であり、私はそのきっかけになった人物にすぎない。

FBIはわれわれが行くことを予期していた。というのは、これより数日まえに、私は自分がなぜこういう行動をとるかについて声明文をつくり、大学のYの会員などに渡していた。その一通がFBIの手に入っていたのである。FBIに声明文を手渡そうとしたら、ありがたいが、すでに持っているということだった。いずれ必要だろうと思って持ってきたが、いったい誰から入手したのかと尋ねたら、これからも同じソースを使うかも知れないから、教えられないということだった。

いまから考えるとはっきりしているが、当時、私をどうするかについて、FBI、裁判所、収容所当局、陸軍、それに法律家も、それぞれの内部で相当の混乱があった。連邦政府の退去命令

であるから、それにもとづいて私をまず拘留し、連邦キャンプに収容するのは至極当然のことだと思えたが、私は何ヶ所もたらい廻しされた。1日中、あちらで数時間、こちらに送られて数時間、収容キャンプ本部でまた数時間というふうに待たされた。そのすえに連邦キャンプのキング郡拘置所 (King County Jail) に入れられた。保釈金によって出所するまで、そこで9ヶ月頑張ることになった。(拘留2日後に提訴したので、はじめの2日は判決のとき刑期に算入された)。

第一審から最高裁へ

第一審判事は裁判のときに、私がすでに5ヶ月間、拘留されていたことを考慮して、短かい刑を下した。はじめ、外出禁止違反に対して30日、退去命令違反に対して30日、2つの刑を継続して科すので合計60日という判決だった。裁判を待つあいだ、すでに5ヶ月拘留されていたことを考えて、2ヶ月の判決だった。どちらの違反も「軽罪」に当り、最高刑でも12ヶ月であることを考慮しての判決であったのだろう。

ここで、われわれは、のちに最高裁での審理に影響することになる取り決めをした。私はすでに連邦キャンプ・郡拘置所に入れられていたが、判決による刑期は、戸外にも出られる連邦刑務所でつとめたいと思った。連邦刑務所に入るためには、すくなくとも3ヶ月の刑期が必要であった。そこで弁護士が私の希望を判事に伝えた。すなわち、依頼人はこのまま郡拘置所に拘留されるよりは、連邦刑務所へ移管されることをのぞんでいるので、判決について再考慮を願いたいと伝えた。判事は、それならもっと長い判決にしようということで、二つの違反についてそれぞれ90日、しかし、これを同時に執行するという事になった。私はこれを受け入れた。

ところで、最高裁は審理のうえで、二つの違反のうち、やさしい方(外出禁止違反)について判断して、私の主張に対しては「そのとおり、しかし」という判決を下した。判決は、「イエス、命令は人種にもとづく差別を禁止した原則

に反する。しかし、戦時であり、緊急事態であるから、ある種の緊急措置は容認されなければならないというのであった。いずれにせよ、判決は外出禁止違反について有罪、90日の刑が確定したのであるから、その刑期をつとめれば、他の違反に対する刑も同時に、かつ自動的に執行されるのであり、従って他の違反について、さらに審理のうえ判断する必要はないというのであった。

弁護委員会の結成

——弁護団はどのようにしてできたのか。あなたは直接それに関係していたのか。

直接はしなかった。私が自分がどうするかについての考えを表明してから、友人が2、3人、みんな白人であったが、面会にやってきた。その1人は当時の州上院議員メリー・ハーヤソンで、どうなっているのか状況を知りたいと尋ねた。私はこの命令を拒否せざるをえない、協力できない旨を述べた。彼女が、私にこれからどうするつもりか、この件を裁判所に訴えてテストするつもりがないかとただすので、私にはそのつもりはない。テストするためにこうした行動をとったのではない。どうしても退去命令に従えないので、こうした立場をとったのだと答えた。彼女がいうには、多くの人がこの退去命令について憂慮している。しかし、その気持ちを口にするだけで、なにもできないでいる。もしあなたの了承がえられるなら、われわれはこの件をテストする訴訟をすすめたい。これが彼女の提案であった。「われわれ」とは誰を指すのかと尋ねたところ、彼女はなん人かの名前をあげた。ビジネスマン、教会の有力者、弁護士、大学教授という4つのカテゴリーに分けられる人たちだった。

自由人権協会 (Civil Liberties Union) といった団体は、この最初の委員会には入っていなかった。委員会は、どの方面に支持を呼びかけるか、どんな具体的行動をとるかなどについて、運動方針を話し合う会議を組織した。その運動方針の一つに、自由人権協会が事件を引受ける

かどうか連絡してみることも含まれていた。この委員会は訴訟の提起、支援などについて助言する役割も果たした。

彼女があげた名前には団体はなく、みんな個人で私の知っている人たちであった。どの人も信頼できる、また進歩的な考えをもつ人であった。共産主義者はいなかった。私は彼女にこの顔ぶれのグループで、あなたがやってくれるなら、なんの心配もない。よろこんで事件の扱いをまかせるし、自分のできる協力はするので、なりゆきを知らせてほしいということで、合意が成立した。

ニューヨークの自由人権協会は、はじめ事件を扱うといいながら、結局は断ってきた。こまかな事情は知らないが、当時、協会の理事に共産主義者がいて、この事件は政府にとって都合の悪い、また戦争遂行上もよろしくないものと判断したようだ。当時、ソ連とアメリカは同じ側に立って戦っていた。私は協会の内情を誤って理解しているのかも知れないが、なぜ事件を断ったのか理由がわからない。その地方支部である北カリフォルニア州自由人権協会は、のちに同じような事件をとりあげている。協会の弁護士であるロジャー・ボールドマンはわれわれの事件を引受けなかったが、理事会の承認をえられなかった。理事会内部でこの件について意見が分れたと聞いている。くわしい事情を知らないで、これ以上いうのはさしひかえた方がいいと思う。

委員会はゴードン・ヒラバヤシ弁護委員会を発足させた。その用箋をスペニアーにとっておいたのだが、いまどこにあるか分らない。委員会は活動をはじめ、必要に応じて募金を集め、保釈金の準備もした。しかし保釈金は使わなかった。保釈金として求められた額は、よく覚えていないが、2,500ドルとか、5,000ドルといった額であった。私はキャンプに収容されるはずの身であり、他の人のように町の往来を歩けないのであるから、保釈を受ける意味がなかった。保釈されなかったのではなく、私が保釈の条件を受け入れなかったのである。

私を訴訟で代理したのは、シアトルの年輩の憲法専門の弁護士で、ウォルターという人だった。彼は第一審の弁護を担当し、上告のときの弁護団にも入っていた。最高裁での弁論はその経験がある、フィラデルフィアのクエーカーの弁護士ハロルド・エヴァンスが担当した。

——彼はCOだったか。

そうであったかも知れないが、会っていないので知らない。私は1941年ごろクエーカーになった。クエーカーとはじめて接したのは、COの活動をしていた時だった。その後、親しい友人とともにクエーカーの集会に出るようになった。

戦争の悲劇

——あなたが委員会の運動方針について発言することはあったか。

いや、そんなことはなかった。当時、委員会は未知の分野で活動をはじめたのであった。戦時であったし、誰も人権事件についての経験はなかったので、手探りですすむしかなかった。委員会の予測は、いずれにしても事件が最高裁にゆくまでに数年はかかるだろう。下級審では事実を確定しなければならぬが、その判決がどう出ようとかまわぬ。とにかく最高裁まで行ったときには、ヒステリアも少しは静まっているだろうから、客観的な審理をしてもらえはずだ。これが一般的な見方であったので、事件があんなに早く最高裁に行ったのをみて、みんないささか呆気にとられた。

——多くの人が、あなたは勝訴すると思っていた。

そうなるはずだという強い期待感があった。私もそう思った。その判決が私の決断となにかのかかわりがあるからではなく、なによりわれわれの立場は憲法にもとづいているのだから、われわれが勝訴すると思った。ところが憲法は私がそうだと考えた意味をもつのではなく、裁判所がこうだと解釈して判決する意味をもつものだという事を思い知らされた。

——判決を聞いたとき、どう思ったか。

これは戦争の悲劇の一つの部分だと思った。戦争中にはわれわれの好まないことが多く起ったが、これもその一つだ。

——あなたは判決によって面子を失ったと思うか。

そんなことはない。その後、判決は多くの点で、政府によって否定されたと思う。判決はいぜん記録には残っているが。この判決そのものを破棄する方法は考えられないのではなからうか。もう一度、退去命令がくりかえされる状況が起るとは思えない。あたらしい事実関係から訴訟が起らなければ、この判決を取消すことはできないのではないか。

一つの心配は、この判決が、次のような意味をもちうることだ。私の事件の判決は全員一致で、3人の判事が別に同意意見をつけた。1年後のコレマツ事件（釜田訳、最高裁判決文 323 US 214, 同志社法学139号参照）では、この3人が反対意見を書いた。しかし、両判決とも人種にもとづく決定が憲法上の保障に反するという判断を示しながら、しかし、この「しかし」がまさに問題だが、軍部は緊急事態のもとでは、憲法上の保障にもかかわらず、措置できることを認めている。非常事態があれば、戒厳令なしに軍部が緊急措置をとる権限があるということだ。

最高裁判決のあと

——最高裁判決のあと、あなたはどうなったのか。

9ヶ月拘留(そのうち2日は刑期に含まれた)されたあとで、判事がウォルター弁護士を呼び、あの男を拘置所から受け出したらどうだといった。私の弁護士は、私はキャンプには入らないといい、判事はキャンプ以外のところにおいてはならないという状態なので、動きがとれないと述べた。そこで判事と弁護士が相談のうえ、なんとかしようということになった。判事は、私が出頭に応じる誓約をするなら、キャンプについてはなにも条件をつけず釈放する。ただ上告中は西部防衛地帯に入らないと私は約束するだ

けでいいということになった。ワシントン州、オレゴン州の西半分、カリフォルニア全州、それにアリゾナ州の南部がこの地帯に入っていた。

弁護士がやってきて、判事とながいが相談のうえで、この案をまとめたが、受け入れるつもりがあるか、また代案があれば聞かせてほしいといった。私はいろんなことを考えて、その状況のもとでは、この案をのんで出所することにした。私はスポケーンで釈放された。クエーカーのアメリカン・フレンドシップ委員会が私を移転係として雇った。当時すでに、日系人が収容キャンプから出されはじめていた。そこでPR関係、住居探し、仕事の世話などをする人が必要だったので、私はスポケーン地区のその係になった。

——最高裁の判決が出たとき、あなたはスポケーンでクエーカーのその仕事をしていた。

判決が下って、それを新聞で知ったので、私は地方検事に居所を知らせた。判決を読んだところだが、これから刑に服すのかと聞くと、まだそんな命令はきていないという。そこで、私は逃げかくれしているわけではなく、この所にいるから服役命令がきたら連絡してくれといっておいた。2ヶ月もたってから、ある日の午後、私がいた家の庭で芝生を刈っているところへFBIが私を連れにきた。弁護委員会のメンバーであるビジネスマンがきて、この件についての保釈金が決ったら、いつでも払う用意があるといってくれた。しかし、今回は刑務所で服役するのだから、保釈の問題はなかった。

刑務所へヒッチハイク

事件とは関係がないが、ここですこし寄り道すると、二つの命令違反それぞれ30日、計60日の刑であったのを、連邦刑務所に入るために90日の判決（うち2日はすませたので88日）にしてもらったのに、命令はスポケーンの連邦・郡拘置所に収監するというものだった。私は地方検事に抗議した。訴訟の退去命令にかんする部分については敗訴したが、わざわざ長い刑期をえらんで連邦刑務所への入所を求めた部分が認

められないのは承服できない。彼がいうには、おまえが入所すべき連邦刑務所は西部防衛地帯内にある。そこに立ち入らせることはできない。その地帯外で、いちばん近いのは、ツーソン(Tucson, Arizona 州)だという。キャタリナ山脈のなかで、1,600マイルも離れている。地方検事には、鉄道旅行を許可したり、人を付けて送りどける権限はないという。そこで私は保釈中でもあるのだから、自分で行くのはかまわないだろうという、それならO.K.だという。拘置所でこのまま服役するよりも、ツーソンまで1人で行くことにした。

地方検事はもし途中で問題があつてはと、「関係各位へ」という紹介状を書いてくれた。それを持ってみずから服役のためにツーソン向けて出発した。刑務所行きの旅費を自分で払うようなことはしたくなかったので、ヒッチハイクすることにした。戦時中であつたし、ガソリン制限があつたりして、ヒッチハイクは簡単ではなかった。1週間かかってソートレイク市までたどりつき、そこからまた1週間かかってツーソンに着いた。ところが、そこでは私にかんする文書がないという。まったく記録がみつからない。2週間かけて服役するために来たのに、なんの命令も受け取っていないという。ふつうなら、それは結構と、早々に退散するのだが、またいつか書類がみつかり、その時している仕事を中断して、またぞろ帰ってこなければならぬ。済ませることは、いま済ませようと思つて、地方検事からの手紙を見せたりすると、相手もワシントン D. C., シアトル、スポケーンなどへ電報で問い合わせはじめた。その間、午後になって暑いので、まあ冷房のある映画館にでも入って、夕食後もどつてきてくれということになった。7時ごろ戻ってみると、書類の山の底から私のものが見つかり、ワシントンとの確認もとれたので、30マイルほど離れたワーク・キャンプに入れるため連れていくという。

刑期を終えてから知つたのだが、ツーソンもやはりアリゾナ州南部にかかる防衛地帯内に入っていた。だから（ワシントン州内の）タコマ

(Tacoma) の近くのキャンプに行っても同じことだった。短い刑期であったし、経験という点では面白かった。すこしパン焼きも覚えた。

忠 誠 テ ス ト

——まだ戦争はつづいていたが、出所後はどうしたのか。

もとのクエーカーの仕事に戻った。規則によって帰りの旅費としてスポーケンまでのバス代をくれた。帰ってきてしばらくしてから、日系人に対する徴兵、兵役停止の命令が取消され、日系人も軍隊に入れられるようになった。そのまえに、すべての日系人にその忠誠を問う書類がまわされた。これも日系人であるというだけの理由で、質問に答えるよう求められたのである。誰もが答えを書き込んだ。ここでも私は他の日系人とは違った対応をした。私は質問書を返上して、すべての国民に求められた、ふつうの質問書にすでに答えてある。他のすべての人に同じものが求められないかぎり、私に特別に求められる質問書に答える意味はないと主張した。

このころまでには、違反者を扱う手順ができていた。質問書に答えないことは、兵役カードの不所持、住所変更不届と同じように、違反行為であった。はじめ、1940年代のはじめごろには仕事の変更通知を怠っても、その違反のたびに逮捕された。その後、命令に従わない者を一つ一つの違反について逮捕するかわりに、段階的にきびしい措置をとることになっていた。私は質問書を返上した。すると、次の段階として、兵役のための身体検査に出頭するよう命じる。身体検査を受けずにいると、CO キャンプへの出頭命令がくる。それにも行かないと、数ヶ月後、数人の FBI がやってきて逮捕された。私はこんどは CO として刑に服することになった。しかし、これは人権とはかかわりのない、これまで話した事件とは無関係のことである。

良心的反戦者として

——あなたの違反は CO を入れるキャンプに行

かなかったことだが、どれぐらいの刑を科せられたのか。

その違反には、クレイ (モハメッド・アリ) と同じ刑を科せられても、文句をいえなかった。5年の刑と10,000ドルの罰金である。そのぐらいの刑は十分覚悟していた。というのは私は徴兵制そのものに協力を拒否していた。他の良心的反戦者のとった立場と同じように、非戦闘員としてキャンプに入ることが、制度の一部として、軍隊に入ることと同じだと考えていた。私はそんな制度とはまったくかかわりたくないという立場をとった。それに対して政府ができることは、刑務所に入れるか、無視するしかなかった。

私は5年間入ることを予期して、レントゲンを取ったり、歯をなおしたりして、ながい旅にそなえた。この件については、弁護士、とくに裁判所の選任する弁護士を依頼するつもりは全くなかった。結果の分りきっている事件であったし、弁護士がついてもどうしようもない。そこで自分で弁護することに決めた。まえの事件での経験もあったし、それに自分の事件がかかるまえ数週間、他の事件の審理をみていた。たいていはエホバの証人派信徒であり、自分はその教派の牧師だという主張をしていた。牧師としての兵役免除をえるためだ。彼らは CO ではない。それでも2年ぐらいの刑を宣告されていた。そのぐらいの小さな異議申立でさえ2年の刑なら、私は間違いなく5年の刑だろうと思った。裁判のとき、私は体制全体を否定した。陪審は10分ほどですぐ評決をおえたが、判事は私の宗教的信条を考慮したうえで判決するといった。エホバの証人派の裁判に比べて、私の裁判には緊張がただよっていた。多くの市民が傍聴にきていたし、有名な人もそのなかにいた。判事はもと上院議員で閣僚にもなったショーンバーグだった。そんなこともいっくらか影響してか、彼が諸般の事情を考慮して12ヶ月の刑に処すといったときには、ほとんど釈放されたも同じだと感じた。模範囚としての短縮や刑務キャンプの労働期間を換算されたので、結局9ヶ月で出

所した。ちょうどヒロシマの原爆の直後で、戦争が終ったところだった。だからシアトルへ帰ることができた。

〔その後、ワシントン大学に復学、社会学の Ph. D. をとり、バイルートのアメリカン・ユニヴァーシティで教え、カイロのフォード財団の研究所の副主任などをつとめた。1967年当時、カナダのアルバータ大学教授、社会学を教えている〕。

事件の体験

——外国に出たのは、あなたの経験がアメリカについて否定的なものをもたらしたからか。

そんなことは全くない。退去違反事件の体験からはネガティブなものを全く感じなかった。CO 体験からは、いくらネガティブなものが残った。それはたぶんそのために刑務所に長くいたからだろう。その間に囚人の否定的なものの見方をすこしくらい身につけたとしても仕方がないだろう。判事はみんな悪党であるとか。それを信じるわけではないが感情的にはそうした見方に影響をうけるようになる。それを消すのにしばらく時間がかかった。囚人のものの見方には同情的になる。警官をみれば、つい自分を捕えにきたと思う、追われる者の感じ方がわかる。

出所後はじめての講演の一つで、Fellowship of Reconciliation(FOR)グループに招かれ、良心的反戦者と刑務所について話をさせられた。そこで話したことの一つは、更生や社会治安に関心があるのなら、すべての判事は刑務所にすくなくとも90日は入って、外部との交渉を断られた状態を経験すべきだ。そうすれば判決にあ

たって、もう少し考えるようになるだろうということだった。これは新聞に大見出しで伝えられ、マクニール島刑務所のかつての同僚たちがこれを読んで歓声をあげたということだった。

——この25年間でふりかえって、この事件があなただけに与えたインパクトはなんだろうか。

この体験からいえることは、個人がそれぞれの問題をみきわめ、自分の決定をすべきだ。その決定がそのときとえ少数のものであり、一般に支持されないもの、処罰をうけるものであっても。個人ができることはそれしかない。

私がああ決断をしたとき、学生であり、自分の家族もなく、なにも失うものはなかった。両親はすこし驚ろいたが、のちには支持してくれた。両親にもいら立ちがあり、退去命令には反対であるが従わざるをえないと思った。しかし私が刑務所に入れられたのを見て、うれしいはずはなかった。それでもキャンプでは、退去命令に抗議した者の両親として、間接的に誇らしい思いをした。

退去命令をめぐる騒ぎがおさまって、大平洋岸で北から南まで、私のように抗議した人が、なん百人もいるだろうと思ったのに、1人も他にいなかった。1年後、韓国人になりすましていたコレマツが発見され、訴訟になった。しかし、結局、はっきり反対行動をしたのがただの1人だったことを知ったときは本当にショックだった。

反対しようと思った人は沢山いたにちがいない。学生だった私の友人の1人も、私と行動をともにすることを真剣に考えた。しかし、彼は、体制に反対するよりも、その内部で戦うことをえらんだ。

(藤倉皓一郎訳)

(同志社大学法学部教授)